

半田市立亀崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月1日 策定

平成31年 4月1日 改訂

令和3年 4月1日 改訂

令和6年 4月1日 改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめについての基本的な考え方

「いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。また、いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものである」という認識をすべての児童と教職員がもつ。加えて、いじめは、大人は気付きにくくところで行われることが多く発見しにくいからこそ、教職員が児童の発する小さなサインを見逃さないように努める。いじめが発見された際には、学校は組織として対応し、毅然とした粘り強い指導を行う。また、学校は、家庭、地域、関係機関と連携して早期解消を図り、児童の健全な育成に努めていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校務支援ソフトを活用した情報交換会

毎週1回、全教職員による「情報交換会」を行う。担任または関わった教職員が入力し、情報を共有する。毎週行うことで、「全教職員で全児童を育てる」ことをより一層意識し、児童情報の共通理解を図ることに努めていく。

(2) いじめ・不登校対策委員会

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことがないよう、情報の共有化を図り、関係機関とも連携し学校組織として対応する。各学期に1回(年間3回)の「いじめ・不登校対策委員会」は全教職員で構成する。必要に応じて設置する「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導

主任、保健主事、学年主任、養護教諭、各担任で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い改善策を検討していく。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 共通理解をもって全教職員で取り組む

全教職員が共通理解をもって全児童への指導を行う。そのために、年度当初に全児童、全教職員に配付される「かめっ子の約束」を守って行動ができる児童の育成にあたる。

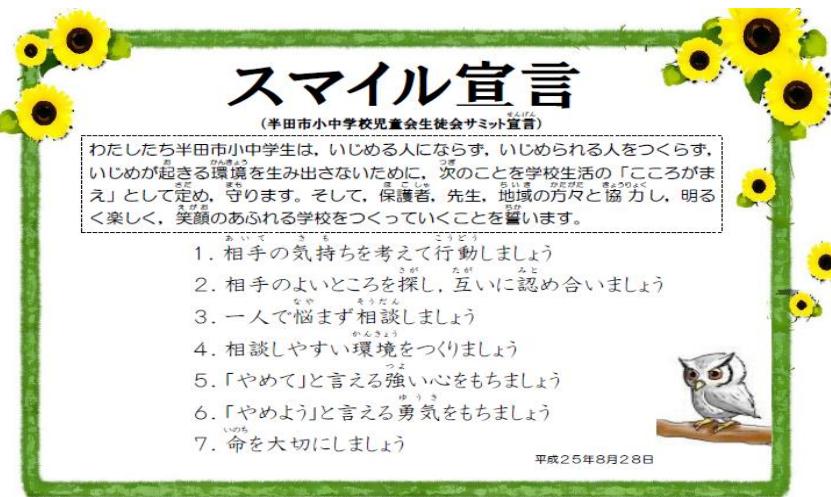
「かめっ子の約束」より（抜粋）

- ・先生や友達の話を目と耳と心で聴きます。
- ・だれとでも仲良く生活します。

(2) 挨拶運動やスマイル宣言の活用

児童会による挨拶運動や、半田市の生徒会、児童会で策定された「スマイル宣言」を全校へ発信することにより、いじめの未然防止に努める。毎月20日をスマイルの日とし、その前後でペアで交流する日を設ける。その際に「スマイル宣言」を基に児童会が考案した「スマイル宣言のうた」を全校で歌う。

半田市スマイル宣言（下図）



(3) ペア活動

ペア活動の中で、上級生が、下級生をお世話すること、優しく接することを学んだり、下級生が上級生に親しみをもって接したりするなど、児童一人一人が温かい気持ちで活動できる機会となるよう努める。

(4) 下校指導

週に 1 回以上、各学年が交代で方面別の下校指導を行い、児童の様子などを記録する。必要に応じて、各学年主任、担任、生徒指導主任、養護教諭、四役に報告する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 「学校での生活について」アンケート

いじめの早期発見をするため、全児童を対象に「学校での生活について」アンケートを実施する。各学期に 1 回、年 3 回実施し、原則 5 年間保存する。アンケートは、記名、無記名の選択式、一人一人回収等、プライバシーには十分配慮する。また、アンケート実施後には、児童と直接面談を行うとともに、アンケート結果は、四役、生徒指導主任、学年主任等、複数の目で点検、確認する。

(2) 教育相談

「学校での生活について」アンケートの実施を基にして、1 週間短縮時間割を設定して時間を確保し、担任との一対一の教育相談を実施する。

(3) スクールカウンセラーの活用

校内スクールカウンセラーを活用し、児童、保護者が相談できる体制整備をする。

5 いじめに対する早期対応

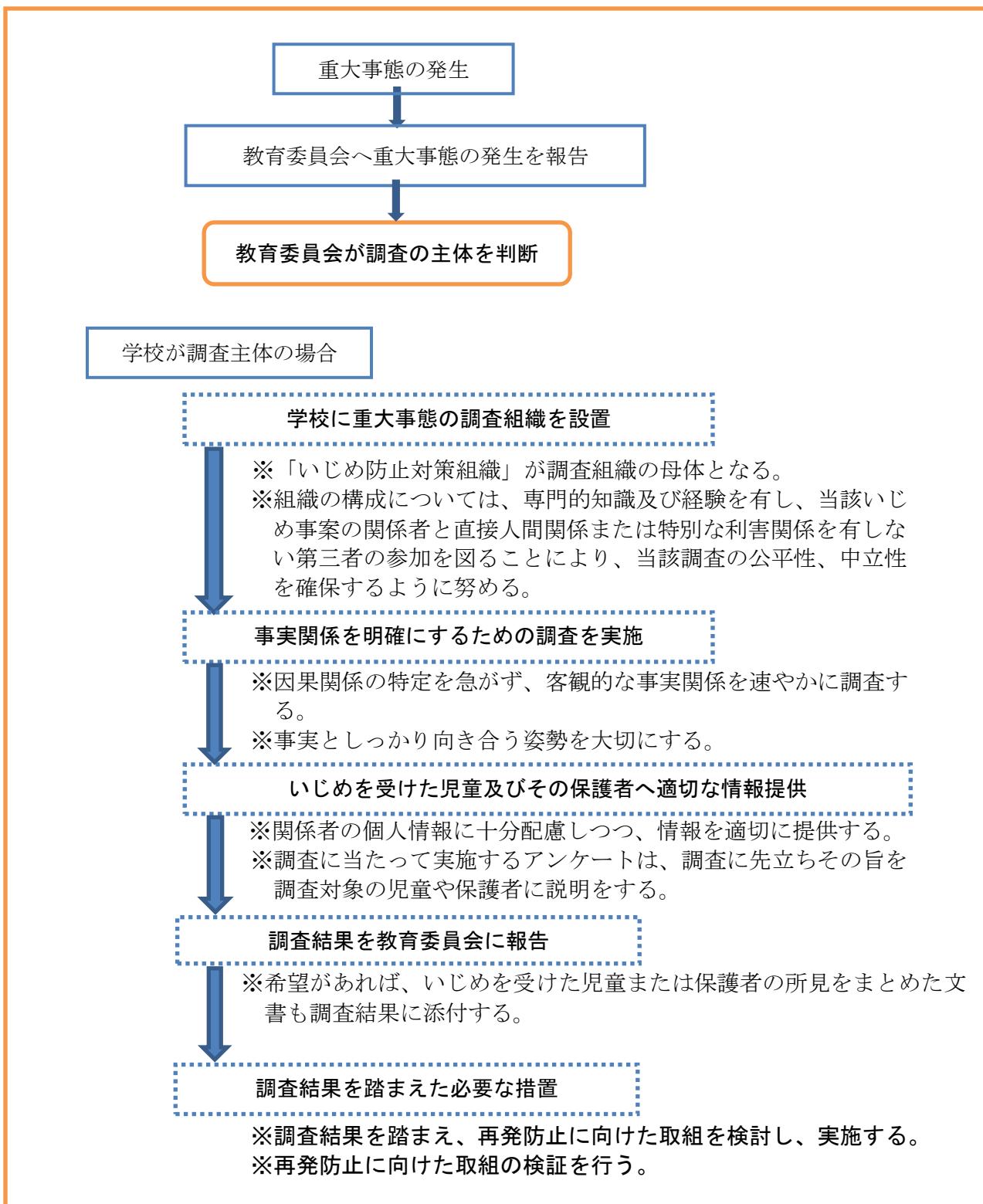
- いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、学年会議や対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を、半田市教育委員会に速やかに報告をする。
- 教育委員会と協議の上、当該事案を対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

| | 「いじめ・不登校対策委員会」 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|-----|--|--|--------------------------------------|--|
| 4月 | P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑ | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○相談室、S C、S S W、心の教育相談員の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長) | ○相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 | ○ P T A総会での「学校いじめ基本方針」の説明とH Pへの掲載 ○授業参観 |
| 5月 | | | | |
| 6月 | ○第1回いじめ不登校対策委員会 | | ○いじめ調査 ○教育相談アンケート ○教育相談週間 | |
| 7月 | | | ○校外巡視 | ○個人懇談会 |
| 8月 | | ○野外活動 (友達との絆を深める) | ○校外巡視 | |
| 9月 | | | ○身体測定 | ○除草作業 ○学校公開 |
| 10月 | | ○修学旅行 (友達との絆を深める) | ○いじめ調査 ○教育相談アンケート ○教育相談週間 | ○学校公開 ○運動会 |
| 11月 | ○第2回いじめ不登校対策委員会 | ○情報モラル指導 | | |
| 12月 | | ○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動 | | ○保護者への学校評価アンケート ○個人懇談会 |
| 1月 | ○教職員自己評価 | ○保健指導(命の大切さ) | ○身体測定 | |
| 2月 | ○第3回いじめ不登校対策委員会 | | ○いじめ調査 ○教育相談アンケート ○教育相談週間 | ○学校関係者評価委員会で「各種評価アンケート結果」の評価を行う。 ○学校公開 |
| 3月 | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し | | | |
| 通年 | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○下校指導 | ○校長講話 ○道徳教育 | ○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○S S Wによる相談 | ○あいさつ運動(委員会) |

*いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら対応していく。